

佐賀県告示第 473 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その区域を表示した図面は、平成 30 年 12 月 14 日から平成 31 年 1 月 15 日まで佐賀県県土整備部道路課、伊万里土木事務所及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 30 年 12 月 14 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類 及び路線名	道路の占用を制限する区域
一般国道 498 号	武雄市若木町川古（バイパス区間起点）から 伊万里市松浦町桃川（バイパス区間終点）まで
県道 多久若木線	武雄市若木町川古（若木町川古交差点）から 武雄市若木町川古（一般国道 498 号バイパス区間との交 点）まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

4 占用制限の開始の期日

平成 30 年 12 月 14 日